

## 山形県災害派遣福祉チームの派遣に関する協定

山形県知事（以下「甲」という。）と小国町介護老人保健施設温身の郷開設者（以下「乙」という。）は、山形県災害派遣福祉チーム設置運営要領（以下「チーム要領」という。）に基づき、「山形県災害派遣福祉チーム（山形DWAT）」（以下「チーム」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、大規模災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害をいう。）の発生時に甲、乙が相互に協力し、チームを避難所、福祉避難所、その他要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）に派遣し、要配慮者に対して適切な福祉支援を行うことにより、二次被害の防止を図ることを目的とする。

### （チーム員の登録）

第2条 乙は、所属する職員のうち、チームの構成員（以下「チーム員」という。）として協力可能な者について、山形県災害派遣福祉チーム員候補者登録簿（チーム要領様式第3号。以下「登録簿」という。）を作成し、山形県災害福祉支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）に提出する。

- 2 協議会は、前項の提出があった者をチーム員として登録する。
- 3 乙は、前項の登録内容に変更が生じたときは、速やかに修正し、協議会に提出するものとする。

### （派遣要請等）

第3条 甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用され又は適用される可能性があると認められる規模の災害が発生した場合であって、避難所等において要支援者の支援活動を行う必要があると判断したときは、原則として山形県災害派遣福祉チーム派遣協力要請書（チーム要領様式第5号）により直接又は協議会を通じて、乙にチーム員の派遣を要請する。

- 2 乙は、甲又は協議会からチーム員の派遣要請を受けた場合は、速やかに派遣の可否及び派遣可能な人員数等を協議会に報告することとする。
- 3 チームの派遣先は、原則として山形県内とする。ただし、山形県外の地域で災害が発生し、国又は他の都道府県からチームの派遣要請があった場合で、甲が派遣を必要と認めたときは、山形県外の地域への派遣を要請することができる。

### （活動内容）

第4条 乙が派遣するチーム員は、避難所等において次の活動を行うこととする。

- (1) 避難者の福祉ニーズ把握及び要配慮者のスクリーニング
  - イ 避難所等に避難している者（以下「避難者等」という。）の福祉ニーズを把握し、中長期的な福祉支援の必要性を協議会に報告する。
  - ロ 緊急に介入が必要な要配慮者をスクリーニングし、必要に応じて福祉避難所や福祉施設などにつなぐ。
- (2) 要配慮者からの相談対応及び介護を要する者への応急的な支援
  - イ 要配慮者の相談に応じ、関係機関への情報提供や支援のコーディネートを行う。
  - ロ 避難所等において介護等の支援が必要な場合は、応急的に介護等支援を行う。
- (3) その他
  - イ 避難所等の施設・環境面で福祉的な課題があれば、その解消に向けて調整を行う。
  - ロ その他、広く避難者からの相談に応じ、避難環境を良好に保つ。

- 2 チーム員は、前項に掲げるもののほか、チームの派遣に係る被災市町村における福祉ニーズの把握のための先遣調査など第1条に規定する目的を達成するために必要と認められる活動を行うものとする。
- 3 チーム員の活動に当たっては、市町村災害対策本部や医療救護班、保健活動班等と情報共有を図り、連携して効果的な活動を展開できるよう努めるものとする。
- 4 チーム員は、協力法人の職員の身分をもって第1項の業務に従事する。

(指揮命令)

第5条 チームが業務に従事する場合の指揮命令は、甲が指定する者が行うものとする。

(移動手段)

第6条 チームの避難所等への移動手段については、原則として、施設等が確保する。

(活動報告)

第7条 乙は、チーム員の活動が終了した場合は、その活動状況等について、原則として山形県災害派遣福祉チーム活動記録報告書（チーム要領様式第4号）により甲に報告を行う。

(補償)

第8条 甲は、チームの業務に関連する事故等に対応するため、チームの登録員を対象とする傷害保険に加入し、その保険料を負担する。

(派遣費用の負担)

第9条 甲の要請に基づき乙が派遣したチーム員の派遣費用は、災害救助法による救助費の支弁対象となる場合には、同法の定めにより、甲が負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の費用負担については、甲、乙が協議のうえ決定する。

(定めのない事項等)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、甲、乙が協議して定める。

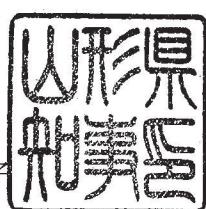
(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲、乙のいずれからも何らの意思表示がなされないとときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和6年1月30日

甲 山形市松波二丁目8-1  
山形県知事 吉村 美栄子



乙 小国町大字あけぼの1-1  
小国町介護老人保健施設温身の湯  
開設者 小国町長 仁科洋一

